

青森県報

号外第六十号

平成二十五年
八月三十日
(金曜日)

目次

公安委員会

青森県道路交通規則等の一部を改正する規則…………… (運転免許課) …… 一

公安委員会

青森県道路交通規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年八月三十日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

青森県公安委員会規則第七号

青森県道路交通規則等の一部を改正する規則

(青森県道路交通規則の一部改正)

第一条 青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号の表中

法第九十二条の二備考一の2に定める優良運転者

法第八十二条の二第一項第十二号に定める講習を受講した更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者

全警察署長(弘前警察署長を除く。青森警察署長は平内交番の事務に限る。)

を

法第九十二条の二備考一の2に定める優良運転者

法第八十二条の二第一項第十二号に定める講習を受講した更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者

令第三十七条の六第二号に該当する者

全警察署長(弘前警察署長を除く。青森警察署長は平内交番の事務に限る。)

に改め、「大間警察署長、」及び「三戸警察署長、五戸警察署長」を削り、同項

第三号の表中「大間警察署長、」及び「三戸警察署長、五戸警察署長」を削る。

第九条中「道路交通法」を「法」に改める。

第二十四条を次のように改める。

(試験場等)

第二十四条 施行規則第二十二條第一項に規定する免許試験は、青森市、むつ市、

弘前市及び八戸市の試験場又は公安委員会が指定する道路において行う。

2 施行規則第二十八條の二に規定する再試験は、青森市の試験場又は公安委員会

が指定する道路において行う。

第二十七条の四第一項中「又は八戸警察署長を経由して」を「むつ警察署長又

は八戸警察署長を経由して」に、同条第二項中「又は」を「むつ警察署長又は」

に改める。

第四十二条の三中「零以下の者に対し」を「七十六以上のものが」に改める。

冠記検定試験110号の川なら冠記検定試験110号の五つをびを次のようにぬめ。

別記様式第20号の3 (第27条の2関係)

講習予備検査(認知機能検査)結果通知書

氏名
生年月日
検査場所

大昭 年 月 日

総合点 点

- (A) 点
- (B) 点
- (C) 点

記憶力・判断力が低くなっています。

記憶力・判断力が低くなっています。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり運路変更の合図が遅れる傾向がみられますので、今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。

また、あなたが検査前の一定期間内に特定の違反行為をしていたり、検査後に特定の違反行為をした場合は、随時適性検査(専門医による診断)を受けていただくお知らせが公安委員会からあります。

この随時適性検査の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

※ 総合点によって次のように判定がなされています。

76点以上	記憶力・判断力に心配ありません。
49点以上76点未満	記憶力・判断力が少し低くなっています。
49点未満	記憶力・判断力が低くなっています。

高年齢者講習は講習予備検査の結果に基づいて実施されますので、高年齢者講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

青森県公安委員会 印

(裏面)

講習予備検査の採点方法や判定等について

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。
総合点 = $1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$

Aは、「年」、「月」、「日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

総合点による判定

判定の基準となる点数(49点や76点)は、講習予備検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。講習予備検査は、認知症の診断を行うものではなく、高年齢者講習を実施するために、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が49点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、49点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

記憶力、判断力が低くなっているとしても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、その場合、一定の期間に信号無視や一時不停止などの特定の交通違反があるときには、警察から連絡があり、専門医の診断を受けることとなります。

今回の検査の結果について、御質問のある方は、講習予備検査を行ったところや青森県警察本部運転免許課までお問い合わせください。

講習予備検査(認知機能検査)結果通知書

氏名

生年月日 大昭 年 月 日

検査場所

総合点

- (A) 点
- (B) 点
- (C) 点

記憶力・判断力が少し低くなっています。

記憶力・判断力が少し低くなっています。
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり進路変更の合図が遅れる傾向がみられます。

そのため、自動車運転するときは、

- ・ 信号をしつかり確認する習慣をつけ、常に信号機 の存在を意識しながら運転するようにすること。
 - ・ 交差点を通行する際は、必ず安全を確認し、一時停止標識がある場合には、停止線の手前で一時停止すること。
 - ・ 進路変更をする際は、早めに合図を出すようにして、後ろと横の安全の確認を必ず行うこと。
- などに注意して、安全運転を心がけてください。

※ 総合点によって次のように判定がなされています。

76点以上	記憶力・判断力に心配ありません。
49点以上76点未満	記憶力・判断力が少し低くなっています。
49点未満	記憶力・判断力が低くなっています。

高齢者講習は講習予備検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

青森県公安委員会 印

講習予備検査の採点方法や判定等について

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。
総合点 = $1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$

Aは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

総合点による判定

判定の基準となる点数(49点や76点)は、講習予備検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

講習予備検査は、認知症の診断を行うものではなく、高齢者講習を実施するために、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が49点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、49点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

記憶力、判断力が低くなっているとしても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、その場合、一定の期間に信号無視や一時不停止などの特定の交通違反があるときには、警察から連絡があり、専門医の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消されます。
今回の検査の結果について、御質問のある方は、講習予備検査を行ったところや青森県警察本部運転免許課までお問い合わせください。

別記様式第20号の5 (第27条の2関係)

講習予備検査(認知機能検査)結果通知書

氏名

生年月日 大 昭 年 月 日

検査場所

総合点

点

- (A) 点
- (B) 点
- (C) 点

記憶力・判断力に心配ありません。

記憶力・判断力に心配ありませんが、これから受けていただく高齢者講習において指導されることに注意して、これからも安全運転に心がけてください。

また、個人差はありますが、加齢により身体の機能が変化することから、自分自身の身体の機能の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。

これからも油断することなく、適度な緊張と慎重さを忘れないようにしましょう。

※ 総合点によって次のように判定がなされています。

76点以上	記憶力・判断力に心配ありません。
49点以上76点未満	記憶力・判断力が少し低くなっています。
49点未満	記憶力・判断力が低くなっています。

高齢者講習は講習予備検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

青森県公安委員会 印

(裏面)

講習予備検査の採点方法や判定等について

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。
総合点 = $1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$

Aは、「年」、「月」、「日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きません。

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きません。

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きません。

総合点による判定

判定の基準となる点数(49点や76点)は、講習予備検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

講習予備検査は、認知症の診断を行うものではなく、高齢者講習を実施するために、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が49点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、49点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

記憶力、判断力が低くなっているとしても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、その場合、一定の期間に信号無視や一時不停止などの特定の交通違反があるときには、警察から連絡があり、専門医の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消されます。
今回の検査の結果について、御質問のある方は、講習予備検査を行ったところや青森県警察本部運転免許課までお問い合わせください。

別記様式第二十四号の七中

取扱者	運転免許センター 弘前試験場 警察署	担当者名
-----	-----------------------	------

を

取扱者	警察署	交番・駐在所
-----	-----	--------

に改める。

別記様式第二十四号の七中 「本籍」を「本籍・国籍等」とし、

「2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。」

を

「2 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。」

に改める。

別記様式第二十四号を次のように改める。

別記様式第24号(第31条関係)

取消処分者講習受講申請書		年 月 日
本籍・国籍等		
住所		
申請者氏名		
生年月日 年 月 日生		
電話番号 ()		
道路交通法第108条の2第1項第2号の規定による取消処分者講習を受けたいので申請します。		
欠格期間満了の日	年 月 日	
処 分 期 間		
交付公安委員会	公安委員会	
免許証の種類	大型	普通
	中型	大型
	小型	原付
	特付	けん引
	大型	中型
	普通	大型
	けん	けん
希望する講習の車種	<input type="checkbox"/> 四輪	<input type="checkbox"/> 二輪 <input type="checkbox"/> 原付
※講習月日	年 月 日	
県収入証紙枚数	円	

- 注
- ※印刷欄は、記入しないこと。
 - 申請者は、氏名を記載し及び押印することにより代えて、署名することが出来る。
 - 申請前6ヶ月以内に撮影した、無顔、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真2枚を添付すること。
 - 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第二十五号中「本籍」を「本籍・国籍等」に改める。
別記様式第二十六号を次のように改める。

別記様式第二6号(第32条関係)

停止処分者講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

本籍・国籍等 _____

住 所 _____

申請者 氏 名 _____ ⑩

生年月日 _____ 年 月 日生

電 話 _____ (_____)

道路交通法第108条の2第1項第3号の規定による停止処分者講習を受けたいので申請します。

免許の保留・停止 運転禁止の区分	<input type="checkbox"/> 保留		<input type="checkbox"/> 停止		<input type="checkbox"/> 運転禁止	
	処 分 期 間					
免 許 の 種 類	年 月 日 から 年 月 日 日間					
	大 型	中 型	普 通	大 自 動 車	小 自 動 車	原 付 引 込 機
※講 習 月 日	年 月 日					
手数料	円					
県収入証紙 ちよう付欄						

- 注
- 1 ※印欄は、記入しないこと。
 - 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

別記様式第二十七号なら別記様式第三十一号の「本籍」を「本籍・国籍等」に改

「3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。」

を

「3 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。」

に改める。

別記様式第三十二号及び別記様式第三十四号を次のように改める。

別記様式第32号(第38条関係)

初心運転者講習受講申請書

年 月 日

氏名 ①

氏名 _____

講習の種類 免許に係る初心運転者講習

道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を受けたいので申請します。

受講者	氏名・生年月日 _____ 年 月 日生
本籍・国籍等	_____
住所	_____
免許証	交付公安委員会 _____ 公安委員会
	免許証番号 第: _____ 号
交付年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
免許の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 原付
備考	_____

- 注
- 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって代えて、署名することができます。
 - 2 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第34号(第39条関係)

更新・更新申請手数料引付欄(欄内にキリ印を貼り付けてください)

折	裏紙 1	裏紙 2	裏紙 3	裏紙 4
---	------	------	------	------

運転免許部更新・講習受講申請書

更新・更新申請手数料引付欄(欄内にキリ印を貼り付けてください)

氏名 _____

生 別 _____

氏 名 _____

1 _____ 2 _____

1 _____ 2 _____ 3 _____ 4 _____ 5 _____ 6 _____

1 _____ 2 _____ 3 _____ 4 _____ 5 _____ 6 _____ 7 _____ 8 _____

更新・更新申請手数料引付欄	更新・更新申請手数料引付欄	更新・更新申請手数料引付欄	更新・更新申請手数料引付欄	更新・更新申請手数料引付欄
---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

更新・更新申請手数料引付欄	更新・更新申請手数料引付欄	更新・更新申請手数料引付欄	更新・更新申請手数料引付欄	更新・更新申請手数料引付欄
---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

更新・更新申請手数料引付欄	更新・更新申請手数料引付欄	更新・更新申請手数料引付欄	更新・更新申請手数料引付欄	更新・更新申請手数料引付欄
---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

別紙
病気の症状等申告欄は、下記備考1の記載方法に従い、あなたの現在の病気の症状等について、正確に記載してください。

氏 名	
病 気 の 症 状 等 の 申 告 欄	
該当する箇所の口にチェック(○)を付け、項目7については、該当者は相談を終了した月日及び相談番号を記載してください。	
1 病気を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方	<input type="checkbox"/>
2 1に該当する方で、これまでの免許の申請時又は免許証の更新の申請時に申告していない意識消失の経験がある方	<input type="checkbox"/>
3 病気を原因として発作的に身体の一部のけいれん又は痙攣を起こしたことがある方	<input type="checkbox"/>
4 3に該当する方で、これまでの免許の申請時又は免許証の更新の申請時に申告していない、けいれん又は痙攣の経験がある方	<input type="checkbox"/>
5 十分な睡眠時間を取っていないにもかかわらず、日中、活動している中で眼が回り込んでしまうことがある方	<input type="checkbox"/>
6 病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方	<input type="checkbox"/>
7 1～6のどれかに該当する方で、申請前に運転適性相談を終了している方	<input type="checkbox"/>
(その日付と相談番号を記載してください) 平成 年 月 日 番	<input type="checkbox"/>
8 上記1～6のどれにも該当しない方	<input type="checkbox"/>

備考 1 病気の症状等申告欄には、該当する箇所の口に○印を付け、項目7については、該当者は相談を終了した月日及び相談終了番号を記載すること。
2 あらかじめ点線部分で二つ折りとなっている用紙とすること。

原記載が縦三十七㍉の三巾「本籍」を「本籍・国籍等」に
「3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。」
を

「3 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。」

に改める。
(運転適性検査業務取扱規則の一部改正)

第二条 運転適性検査業務取扱規則(昭和四十一年三月青森県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

原記載が縦一㍉巾「本籍」を「本籍・国籍等」に改める。
(委託講習等の実施に関する規則の一部改正)

第三条 委託講習等の実施に関する規則(平成二十三年十一月青森県公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十八号中「零以下」を「七十六以上」に改める。
附 則

この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、第一条中青森県道路交通規則第二条、第二十四条、第二十七条の四及び別記様式第二十号の七の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	
定価小口一枚二付十五円一銭	